

(一) 漁具、漁法の制限
手釣、竿釣以外の漁具漁法によつて遊漁してはならない。

まき餌を使用してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
あゆ	七月一日から十月三十一日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
増川川河口から上流一、〇〇〇メートルまで	四月一日から五月十日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな、やまめ	一五センチメートル

(五) 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 三厩村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、いわな、やまめ	手釣、竿釣	一日	四〇〇円

(二) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

全魚種	魚種	遊漁の方法	遊漁料
溪流魚	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	三〇〇円
溪流魚	うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五〇〇円

ただし、未就学の児童については無料、小学、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

ただし、未就学の児童については無料、小学、中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

十九 1 漁業権者の名称及び住所

今別町内水面漁業協同組合 東津軽郡今別町大字今別字宮本一四番地

認可年月日 平成十五年九月一日

漁業権の免許番号 内共第二十二号

4 3 2 徵収する。
(一) 遊漁についての制限の範囲

竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

まき餌の使用及びひつかけ漁法を禁止する。ただし、ひつかけ漁法のうち七月一日から九月三十日までのあゆの友釣りはこの限りではない。

(二) 納付の方法

あらかじめ三厩村漁業協同組合事務所（東津軽郡三厩村字本町九番地）に納付すること。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

6 遊漁承認証に関する事項

遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

7 遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項

遊漁者は、川底を搅はんしてはならない。

9 違反者に対する措置に関する事項

ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

10 (一) 漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

施行の日 平成十五年九月一日

竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

まき餌の使用及びひつかけ漁法を禁止する。ただし、ひつかけ漁法のうち七月一日から九月三十日までのあゆの友釣りはこの限りではない。

(二)

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から九月三十日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
新今別橋下流端から上流五〇メートルまで	九月一日から九月三十日まで
大川平深沢堰堤より上下流五〇メートルの区域	一月一日から十二月三十一日まで
あすなろ橋上流端から河口までの区域	四月一日から五月三十一日まで

(四) 全長制限 次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

(一) 遊漁料

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
あゆ、やまめ、いわな	竿釣り	一日	四〇〇円
		一年	三,〇〇〇円

(1) 今別町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、一日二〇〇円、一年一、〇〇〇円とし、

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな	手釣り 一〇,〇〇〇円
手釣り	うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り 一〇,〇〇〇円

(二)

渓流	ひめます（葛沼のみ）、 うぐい、こい、ふな、 うなぎ	竿釣り	五,〇〇〇円
----	----------------------------------	-----	--------

(1) 納付の方法

(1) 今別町内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめバンビ食堂（東津軽郡今別町大字大川平字村元三六番地二）、

田中商店（東津軽郡今別町大字大川平字村元一一五番地）又は相内喜信（東津軽郡今別町大字大川平字二股三七番地一）に納付すること。

ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町八日町二七番地）

6 遊漁承認証に関する事項
(一) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

7 遊漁に際し守るべき事項
(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保持、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

8 漁場監視員に関する事項
(一) 遊漁者は、全区域において川底を搅はんしてはならない。
(二) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。
(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

9 違反者に対する措置に関する事項
(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

4	3	2	二十 一	漁業権者の名称及び住所
蟹田町河川漁業協同組合 認可年月日	蟹田町河川漁業協同組合 認可年月日	蟹田町河川漁業協同組合 認可年月日	蟹田町河川漁業協同組合 認可年月日	蟹田町河川漁業協同組合 東津軽郡蟹田町大字中師字宮本二番地三
漁業権の免許番号	漁業権の免許番号	漁業権の免許番号	漁業権の免許番号	内共第二十三号

遊漁についての制限の範囲

(一)

漁具、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。
まき餌を使用してはならない。

(二)

遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から十二月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで
こい、うぐい	一月一日から十二月三十一日まで

(三)

禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、やまめを採捕してはならない。

区	域	期間
蟹田川河口から桂淵神社まで		四月一日から五月三十一日まで

(四)

全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
こい、やまめ、いわな	一五七センチメートル

(五)

遊漁料

(1) 蟹田町河川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合	魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
	あゆ、こい、やまめ、いわな、うぐい	竿釣	一日 一年	四〇〇円 三,000円

(1) 遊漁料の額及びその納付の方法

次の一表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

渓流魚	遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(篠沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り 竿釣り	手釣り 竿釣り	一〇,000円
ひめます(篠沼のみ)	竿釣り			五,000円

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の児童については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

うぐい、こい、ふな、うなぎ

(二) 納付の方法

(1) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

あらかじめ神山久志(東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田一五六番地)、小笠原衛(蟹田町大字蟹田字蟹田二五番地)、工藤善五郎(東津軽郡蟹田町大字中師字宮本三番地)、佐々木成孝(東津軽郡蟹田町大字中師字宮本一三番地)又は

笹木昭(東津軽郡蟹田町大字大平字山元九四番地三)に納付すること。ただし、竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(2)

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会(三戸郡三戸町大字八日町二七番地)遊漁承認証に関する事項

6

遊漁者、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(1) 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(2) 遊漁承認証は、漁場監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。

(3) 遊漁に際し守るべき事項

(1) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(2) 遊漁者は、蟹田川河口から桂淵神社までの区域間の川底を搅はんしてはならない。

(3) 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

(4) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

7 遊漁監視員に関する事項

(1) 遊漁監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(2) 游漁監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

8 遊漁監視員に関する事項

(1) 遊漁監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行ことがある。

(2) 游漁監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

9 違反者に対する措置に関する事項

(1) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(2) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(1)の遊漁料を徴収する。

10 施行の日 平成十五年九月一日

甲田内水面横内村漁業協同組合 青森市大字合子沢字山崎一八番地二
認可年月日 平成十五年九月一日
漁業権の免許番号 内共第二十四号

4 3 2
(一) 遊漁についての制限の範囲
竿釣り、漁法の制限

竿釣以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 禁止区域及び期間

次の表の上欄に掲げる区域において、下欄に掲げる期間中は、遊漁してはならない。

区域	期間
合子沢大中津川堰堤から上流一キロメートルまでの区域	一月一日から十二月三十一日まで

(四) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

(一) 遊漁料の額及びその納付の方法

甲田内水面横内村漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
やまめ、いわな	竿釣	一年	四〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	一〇〇円

渓流魚	うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り
ひめます（菖蒲のみ）	うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り

(二) 納付の方法

場合

あらかじめ甲田内水面横内村漁業協同組合事務所（青森市大字合子沢字山崎一八番地二）に納付すること。ただし、当該遊漁する場所においても漁場監視員に納付することができる。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁料の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。

青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

遊漁に際し守るべき事項

遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

遊漁者は、合子沢川大中津川堰堤から下流一の渡堰堤までの区域において川底を擔はんしてはならない。

漁場監視員に関する事項

漁場監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

漁場監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

違反者に対する措置に関する事項

遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)(1)の遊漁料を徴収する。

施行の日 平成十五年九月一日

二十二 1 漁業権者の名称及び住所

田代内水面漁業協同組合 十和田市大字三本木字矢神六四番地三
認可年月日 平成十五年九月一日

4 3 漁業権の免許番号 内共第二十五号
遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
いわな、にじます	五月一日から九月三十日まで

全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
いわな、にじます	一五センチメートル

(一) 遊漁料の額及びその納付の方法

魚種	漁具、漁法	期間	遊漁料
いわな、にじます	手釣	一日	四〇〇円

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に二〇〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小

中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	手釣り	一〇,〇〇〇円
渓流魚	やまめ、いわな、にじます、ひめます(蔦沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	五,〇〇〇円

(二) 納付の方法

(1) 田代内水面漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合
あらかじめ田代内水面漁業協同組合事務所(十和田市大字三本木字矢神六
四番地三)又は
田代内水面漁業協同組合田代平事務所(青森市大字駒込字南駒込山一
番地一)

- (2) 遊漁する場合
遊漁承認証に關する事項
- (1) 遊漁に際し守るべき事項
- (2) 遊漁監視員の要求があつた場合は、遊漁承認証を提示しなければならない。
- (3) 遊漁者は、他人に貸与してはならない。
- (4) 遊漁者は、相互に適當な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。
- (5) 遊漁者は、遊漁監視員の指示に従わなければならない。
- (6) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。
- (7) 遊漁に際し守るべき事項
- (8) 遊漁監視員に關する事項
- (9) 遊漁に対する措置に関する事項
- (10) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。
- (11) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。
- (12) 漁業権の免許番号 内共第二十六号
- (13) 施行の日 平成十五年九月一日
- (14) 二十三1 漁業権者の名称及び住所
野内川漁業協同組合 青森市大字野内字菊川二八〇番地一
認可年月日 平成十五年九月一日
- (15) 漁業権の免許番号 内共第二十六号
- (16) 遊漁についての制限の範囲
漁具、漁法の制限
- (17) 手釣、竿釣以外の漁具、漁法によつて遊漁してはならない。

とする。

魚種	期間
あゆ	七月一日から翌年三月三十一日まで
やまめ、いわな	四月一日から九月三十日まで

(三) 全長制限

次の表の上欄に掲げる魚種については、それぞれ下欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ、いわな	一五センチメートル

5 遊漁料の額及びその納付の方法

(一) 遊漁料

野内川漁業協同組合が発行する遊漁承認証を使用して遊漁する場合	
遊漁承認証別	魚種
あゆ、やまめ、いわな、うぐい	手釣
竿釣	一日 三年〇〇円

遊漁の方法	遊漁料
手釣り	三〇〇円
竿釣り	一〇〇円

6

(二) 遊漁する場合

ただし、遊漁する場合において漁場監視員に納付するときは、右表の遊漁料に五〇円を加算した額とする。また、未就学の幼児については無料、小中学生又は肢体不自由者については、右表の額の二分の一の額とする。

(2) 青森県内水面漁業協同組合連合会が発行する県内共通遊漁承認証を使用して遊漁する場合

遊漁承認証別	魚種	遊漁の方法	遊漁料
全魚種	あゆ、やまめ、いわな、にじ	手釣り	三〇〇円
溪流魚	ます、ひめます(鶴沼のみ)、うぐい、こい、ふな、うなぎ	竿釣り	一〇〇円

二四一 漁業権者の名称及び住所

平内町河川漁業協同組合 東津軽郡平内町大字小湊字小湊一七一番地

認可年月日 平成十五年九月一日

漁業権の免許番号 内共第二十七号

4 3 2 10 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。

魚種	期間
うぐい	四月一日から翌年二月末日まで

6 遊漁の納付及び承認証の交付は、次の場所において行うものとする。
青森県内水面漁業協同組合連合会（三戸郡三戸町大字八日町二七番地）

6 遊漁承認証に関する事項

(一) 遊漁者は、遊漁承認証を携帯しなければならない。

(二) 遊漁に際し守るべき事項

(一) 遊漁者は、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(二) 遊漁者は、産卵場として組合が指定する区域において川底を擅はんしてはならない。

(三) ブラックバス及びブルーギルが採捕された場合は再放流してはならない。

(一) 遊漁監視員は、規則の励行に関して、必要な指示を行うことがある。

(二) 遊漁監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつける。

(一) 遊漁の中止を命じ、又は以後の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁料の払い戻しはしない。

(二) 県内共通遊漁承認証を携帯しないで遊漁した場合は、5の(一)の(1)の遊漁料を徴収する。

(一) 遊漁の実行の日 平成十五年九月一日

(二) 遊漁についての制限の範囲

(一) 漁具、漁法の制限

竿釣、たも網以外の漁具、漁法によって遊漁してはならない。

(二) 遊漁期間

次の表の上欄に掲げる魚種に係る遊漁期間は、それぞれ下欄に掲げるとおりとする。